

## 第5章 東日本大震災の被災地等における子ども・子育てに関する対応

### 第1節 東日本大震災における子どもに関する状況

#### 1. 東日本大震災における子どもに関する状況

2011（平成23）年3月11日に発生した東日本大震災は未曾有の被害をもたらした。被害が大きかった岩手県、宮城県、福島県の3県で収容された死亡者は2012（平成24）年3月11日までに15,786人にのぼり、検視等を終えて年齢が判明している人は15,786人で、そのうち0～9歳は466人、10～19歳は419人となっている。

震災により親を亡くした児童については、震災孤児数241人（岩手県94名、宮城県126名、福島県21名）、震災遺児1,372人（岩手県481名、宮城県749名、福島県142名）の確認が行われている（2012（平成24）年3月28日現在）。

さらに、被害の甚大な3県（岩手県、宮城県、福島県）等被災地の学校から受け入れた幼児児童生徒数は、25,751人となっており、学校種別の内訳は、幼稚園4,466人、小学校14,071人、中学校4,760人、高等学校2,307人、中等教育学校10人、特別支援学校137人（小学部・中学部・高等部（幼稚園での受入れはなし））となっている（2011年9月1日現在。国公私立計。同一都道府県内の学校からの受入れ数を含む）。

加えて、物的被害を受けたのは、幼稚園が941か所、保育所等（認可外保育施設を含む）が1,590か所、小学校が3,269か所、中学校が1,700か所、中等教育学校が7か所、特別支援学校が186か所となっている（幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校、特別支援学校については2012年3月31日現在。保育所については2011年10月1日現在）。

### 第2節 東日本大震災の被災地等における子ども・子育てに関する対応

#### 1. 福祉（心のケア含む）について

##### 1) 被災した子どもの現状の把握とケア

被災した子どもの現状の把握とケアのために、以下の対応を行っている。

- ・ 両親を亡くした又は両親が行方不明の子どもについては、被災地の児童相談所職員と他県の児童相談所職員がチームを組んで、各避難所を巡回し、現状の把握や、両親を亡くした子ども等の確認、子どもとの面談、養育や生活に関する親族との話し合いを実施。
- ・ 平成23年度1次補正予算、平成23年度第4次補正予算において、被災した子どもへの相談・援助を行う際に要する費用を計上（2012（平成24）年度も引き続き実施）。
- ・ 被災した幼児児童生徒等の心のケアの充実を図るため、平成23年度第1次補正予算及び平成23年度第3次補正予算において、学校等にスクールカウンセラー等を派遣するために必要な経費「緊急スクールカウンセラー等派遣事業」（約34億円、全額国庫負担）を措置した。
- ・ 保育所等の復旧について、子どもと子育てを身近な地域で支える観点から、認定こども園

への転換、地域子育て支援拠点など必要に応じ複合化、多機能化を図りつつ基盤整備を進めるための経費を平成23年度第3次補正予算に計上。

## 2. 学校・教育について

### 1) 子どもの学び支援

子どもの学びを支援するため、以下の対応を行っている。

#### (1) 被災児童生徒等の学校への受入れ等

- 被災児童生徒等が域内の学校への受入れを希望してきた場合には、可能な限り弾力的に取り扱い、速やかに受け入れること等を、各教育委員会等に要請。

#### (2) 教科書の給与

- 被災により転学した義務教育諸学校の児童生徒への教科書給与については、給与の際に必要な教科書給与証明書がなくとも可能とするなど、弾力的な運用を実施。

#### (3) 就学援助等

##### ア 幼児児童生徒等の就学支援

- 平成23年度第1次補正予算及び平成23年度第3次補正予算において「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」を措置（約147億円）し、被災した幼児児童生徒等の就学支援を実施するとともに、2012（平成24）年度以降当面3年間にわたり、必要な就学支援を行うことができるよう、所要の経費（約264億円）を措置。

##### イ 学生等への教学面での支援

- 被災した学生等の単位の認定、学位及び卒業の認定等についての配慮を各大学等に依頼。

##### ウ 学生等への経済的支援

- 平成23年度第1次補正予算及び平成23年度第3次補正予算において、緊急採用奨学金（無利子）や、被災した学生に対する授業料等減免の拡充について計上。

##### エ 学生等への就職活動の支援

- 文部科学省と厚生労働省との連名で、内定取消を行わない等の配慮を主要経済団体に要請。

#### (4) 教職員の加配措置

- 東日本大震災の対応のための教職員定数の加配措置については、各県からの要望を踏まえ、2011年度では合計1,080人（うち義務教育諸学校：986人、高等学校：94人）、2012年度においても合計1,031人（うち義務教育諸学校：970人、高等学校：61人）を措置。

#### (5) 学校施設・社会教育施設等の復旧

- 学校施設・社会教育施設等の災害復旧事業に要する費用を平成23年度第1次補正予算から平成23年度第3次補正予算において、必要な予算を計上。

### 日本学生支援機構による奨学金

平成24年度大学等第一種奨学金（震災復興枠を含む）及び第二種奨学金の申込受付について

【在学採用】（入学後の申込）

- (1) 奨学金の種類：第一種奨学金（無利息）、第二種奨学金（利息付）
- (2) 対象者：大学・短大・高専・専修学校（専門課程）・大学院に在籍する、東日本大震災の被災世帯（自宅被害、家計支持者死亡等）の学生・生徒。
- (3) 申込・お問合せ：在学している学校までお願いします。  
在学をを通じて推薦を受付します（日本学生支援機構への直接申込はできません）。

平成25年度大学等予約奨学金について

【予約採用】（入学前の申込）

- (1) 奨学金の種類：第一種奨学金（無利息）、第二種奨学金（利息付）
- (2) 対象者：平成25年度に国内の大学・短大専修学校専門課程に

進学する東日本大震災の被災世帯（自宅被害、家計支持者死亡等）の者で次のいずれかに該当する者。

- (ア) 平成25年3月末に高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部及び専修学校の高等課程（以下「高等学校等」という。を卒業予定の人
  - (イ) 高等学校等を卒業後2年以内の人（2浪まで。大学等へ入学したことのある人は除く）
  - (ウ) 高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定）の合格者、機構が定める基準に該当する科目合格者又は出願者（大学等へ入学したことのある人は除く）。
- (3) 申込・お問合せ：  
 (ア)の対象者→在学中の高等学校等（学校を通じて推薦を受付します。日本学生支援機構への直接申込はできません。）  
 (イ)の対象者→卒業した高等学校等（学校を通じて推薦を受付します。日本学生支援機構への直接申込はできません。）  
 (ウ)の対象者→日本学生支援機構への直接申し込み

### 公益法人・NPO等による奨学金

#### ◆あしなが育英会

名称：特別一時金 対象（学年）：東日本大震災で両親のうちいずれかが死亡、行方不明、または著しい後遺障害を負った方の子どもで、大学・短期大学・専修学校・各種学校・大学院生、2012年度に大学・短期大学・専修学校・各種学校の第1学年に入学を希望し準備している人 期間：一時金 内容：200万円を給付 採用人数：対象者全員 申請窓口：団体 応募締切：平成24年9月末 特記事項：日本以外の大学に在学中でも利用可能 ホームページ等連絡先：URL：[http://www.ashinaga.org/higashi\\_nihon/](http://www.ashinaga.org/higashi_nihon/)、TEL：被災の方専用フリーダイヤル0120-77-8565

名称：貸与奨学金 対象（学年）：東日本大震災で両親のうちいずれかが死亡、行方不明、または著しい後遺障害を負った方の子どもで、大学・短期大学・専修学校・各種学校・大学院生 期間：卒業までの最短修業年限 内容：大学 一般4万円・特別5万円、専修学校・各種学校 4万円、大学院 8万円/月の貸与 採用人数：対象者全員 申請窓口：団体 応募締切：随時受付 特記事項：他の奨学金との併用可能 ホームページ等連絡先：TEL：被災の方専用フリーダイヤル0120-77-8565

#### ◆公益財団法人 交通遺児育英会

名称：東日本大震災被災者子女の交通遺児としての採用 対象（学年）：大学生・大学院生・専修学校生・各種学校生 期間：最短修業年限 内容：4～10万円/月の貸与 採用人数：対象者全員 申請窓口：学校又は団体 応募締切：随時受付 特記事項：保護者が車両に乗って行方不明となった場合などで、詳細は右記の問い合わせ先 ホームページ等連絡先：URL：<http://www.kotsuiji.com> TEL：フリーダイヤル：0120-521286

#### ◆公益財団法人 みちのく未来基金

名称：みちのく未来基金 対象（学年）：次の1～3をいずれも満たす者 1）東日本大震災により、両親もしくはいずれかの親を亡くした生徒、2）2012年3月以降に高等学校もしくは高等専門学校を卒業もしくは卒業予定者にて、進学を希望している生徒（進学時点で満20歳を超えていない者）、3）学校法人やそれに準じる大学、短期大学、専門学校に合格した者 期間：◆入学から卒業までの正規修業年数（進路によってことなる）、◆年間の給付金上限は300万円、◆留年、休学は特別の事情が無い場合は給付を打ち切る。 内容：◆入学金及び授業料等、学費の援助（返済義務なし） 採用人数：給付対象者の人数に上限なし 申請窓口：原則学校を通じて基金事務局への申請となる 応募締切：毎年5月31日まで（但し事情のある場合はご相談ください。） 特記事項：◆他の奨学金との併用可能 ホームページ等連絡先：みちのく未来基金事務局 URL：<http://michinokumirai.org/>、TEL：(022) 777-8157、FAX：(022) 777-8153、E-mail：info@michinoku-mirai.org

#### ◆社会福祉法人 読売光と愛の事業団

名称：読売光と愛・復興支援大学奨学金 対象（学年）：東日本大震災により大学進学が経済的に困難になった方。震災時に岩手、宮城、福島3県のいずれかに居住し、これら3県に立地する大学に進学すること 期間：大学入学から卒業まで（最長4年間） 内容：毎月5万円を支給 採用人数：5人程度（応募状況等で増減あり） 申請窓口：読売光と愛の事業団・復興奨学金係（03-6226-7633） 応募締切：平成24年8月31日（当日消印有効） 特記事項：返済が必要な貸付奨学金、地方自治体などが支給する選考不要の奨学金、大学の授業料免除等との重複受給は認めず。応募書類など詳細は、当事業団ホームページをご覧ください。 ホームページ等連絡先：URL：<http://www.yomiuri-hikari.or.jp/> E-mail：[hikari-ai@yomiuri.com](mailto:hikari-ai@yomiuri.com)

#### ◆尚美学園大学

名称：東日本大震災 学費等の減免を含む特別措置 対象（学年）：平成25年度 新入学生 期間：入学より最大1年間 内容：被災状況による学費などの減免措置 採用人数：未定 申請窓口：入学広報センター 応募締切：平成25年度入試に準じる 特記事項：詳細についてはお問い合わせください。 ホームページ等連絡先：入学広報センター URL：<http://www.shobi-u.ac.jp/>、TEL：0120-80-0082、FAX：049-246-2531、E-mail：[j-info@shobi-u.ac.jp](mailto:j-info@shobi-u.ac.jp)

#### ◆仙台YMCA国際ホテル専門学校

名称：仙台YMCA東日本大震災学生支援奨学金 対象（学年）：平成25年度入学希望者で東日本大震災で被災し入学が困難な状態にある方 期間：【学生支援奨学金】入学より1年間、【テラー記念奨学金】入学から卒業までの2年間 内容：【学生支援奨学金】被災状況による学費の減免、【テラー記念奨学金】年間40万円の生活支援金の給付（返還義務なし） 採用人数：【学生支援奨学金】人数制限無し、【テラー記念奨学金】10名 申請窓口：学校（学生支援室） 応募締切：平成25年3月31日 特記事項：詳細についてはお問い合わせください ホームページ等連絡先：お問い合わせ：仙台YMCA国際ホテル専門学校 URL：<http://www.sendaiymca.ac.jp/hotel/>、TEL：022-222-7645、E-mail：gakko@sendai-ymca.org

#### ◆特例民法法人高速道路交流推進財団

名称：東日本大震災震災遺児修学資金 対象（学年）：・東日本大震災により死亡、又は行方不明の両親、父、母、又は親以外の方に養育されていた震災遺児で、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、専修学校、大学（短期大学を含む）に在学中の方 ・未就学児も将来の給付対象者として登録受付 期間：申込のあった学年から大学第4学年終了まで 内容：【給付】修学資金：1人年間28万2千円 高等学校卒業祝金 10万円 採用人数：対象者全員 申請窓口：高速道路交流推進財団 Tel：0120-768-660又はTel：03-5623-1653（企画部企画一課）（平日/9：30～17：30） 応募締切：なし ホームページ等連絡先：URL：<http://www.highway.or.jp>

資料：内閣府作成

※奨学金等の詳細については、それぞれの奨学金等の学校窓口又は団体窓口にお問い合わせ下さい。

**(6) 学校等の放射線モニタリングの実施及び児童生徒等が学校において受ける線量低減のための取組**

- ・福島県内（20km圏内の避難地域を除く）の小学校、中学校、幼稚園、保育所及び特別支援学校の校庭・園庭において、空間線量率の測定を実施し、公表。
- ・学校及び保育所等において児童生徒等が受ける線量について、原則年間1ミリシーベルト以下とするとともに、校庭・園庭の空間線量率については、これを達成するため、毎時1マイクロシーベルト未満を目安とすること、局所的に線量の高い場所の把握と除染を進めることなどを内容とする通知を、2011年8月26日に福島県等に発出。

**(7) 被災地を支援するプログラム**

- ・被災地ニーズと支援のマッチングを図るため、文部科学省ホームページ上にポータルサイト「東日本大震災・子どもの学び支援ポータルサイト」を開設・運営（URL:<http://manabishien.mext.go.jp/>）。

### **3. 妊婦・乳幼児等について**

#### **1) 妊婦等の受け入れ体制等**

被災地における妊婦等の受け入れ体制等について、相談窓口を設置し、被災した地方自治体や医療機関から要請があったときには、適切に対応するよう都道府県に依頼を行った。

#### **2) 妊産婦、乳幼児への対応及び被災者に係る健康診査事業等の対応**

母子健康手帳の交付及び妊産婦、乳幼児に対する健康診査等について、住民票の異動の有無にかかわらず、避難先の地方自治体において適切にサービスが受けられるよう配慮する旨都道府県等に依頼を行った。

#### **3) 市町村母子保健事業による支援**

仮設住宅等に入居した乳幼児等に対して、市町村母子保健事業により支援を行うことを地方自治体に依頼している。

#### **4) 産休切り・育休切り等への対応**

被災労働者等に係る産前産後休業や育児休業の取得等を理由とする解雇や性別を理由とする解雇などの相談について、被災地域等の雇用均等室においてきめ細かく対応するとともに、トラブルの未然防止に向けた指導を実施している。

#### **5) 出産育児一時金等についての対応**

直接支払制度を導入している病院・診療所・助産所においては、東日本大震災による被災に伴い被保険者証を提示できない場合も、妊婦等の希望に応じて直接支払制度を利用することを可能とすることについて周知を行った。

## 4. その他

### 1) 子ども手当の認定等についての対応

被災者等が子ども手当の認定請求をする場合にその手続きの簡素化や請求が遅れた場合の配慮について地方自治体に依頼を行った。

### 2) 児童扶養手当等の取扱いについての対応

被災者に対する児童扶養手当等の取扱いについて、〈1〉児童扶養手当について、非常災害に際して必要があると認めるときの所得制限の特例措置や新規認定時の添付書類の省略、父又は母の生死が明らかでない場合等の取扱いの明確化による早期支給、〈2〉母子寡婦福祉貸付金について、償還期間の猶予、〈3〉ショートステイ事業について、被災した家庭を対象に含める等の弾力的な対応、等について都道府県等に周知を行った。

### 3) 被災者に対する特別児童扶養手当等の取扱いについての対応

被災者に対する特別児童扶養手当等の取扱いについて、〈1〉特別児童扶養手当の支払いの時期、〈2〉非常災害に際して必要があると認めるときの添付書類の省略、〈3〉住宅・家財等の財産におおむね2分の1以上の損害を受けた被災者への所得制限の緩和、〈4〉災害に伴う事務手続きについて周知を行った。

### 4) 女性や子育てに配慮した避難所の設計や安全な生活環境の整備についての対応

女性や子育てに配慮した避難所の設計や安全な生活環境の整備を推進するとともに、避難所運営への女性の参画や意向の反映を促進している。

### 5) 住居の確保についての対応

被災し避難している乳幼児等について、優先的に住まいの確保に努めることを地方自治体に依頼している。